



旧年中は、交通安全活動や協会の運営等に対して、格別のご厚情を賜り
ありがたくお礼申し上げます。

本年も交通事故防止を目的とし、各種啓蒙活動を展開して参りますので
一層の交通安全活動に、ご理解・ご協力を賜ります様お願い致します。

交通安全福岡南新聞 令和3年 1月号

【免許の更新と年末年始】



福岡南交通安全協会

12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12	1/13
(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)
御用納め ← 更新は出来ません!・・・が												混雑予想		(休)	更新可能	

免許の期限が、令和2年12月29日～令和3年1月3日までの方は、令和3年1月4日まで有効期限が延長!

※「渡辺通センター」は、受付開始前に整理券を配布しており、正月はすぐ定員オーバーとなる可能性があります。
正月期間は、来場者数が年間最高のため、感染予防のためにもこの期間を避けた方が良くかと・・・。

昨年、南区では事故は減ったものの、死亡事故は増加しました!

長過ぎて、軽すぎる、交通裁判 苦しみ続ける遺族

高速道のカーブで216km/h 無免許追突死亡事故 最高裁までの2年間



【事故内容】 ◆2018年11月25日12:30ごろ、兵庫県尼崎の高速道上り線で、医師(当時50)がスポーツカーを運転中、トラックに激突⇒横転させ、運転していた(当時70)が死亡した事故で、兵庫県警は自動車運転処罰法違反で、スポーツカーを運転していた医師(当時50)を逮捕しました。

■逮捕直後この医師は、

「弁護士にしか話をしない。」

と申し立て、また取調べでは

「70km/h前後で走行していた。」

等ととぼけていましたが、道路や他の車のカメラの解析等から、逮捕されたこの医師は、事故前にスポーツカーから追い越されたことに立腹、少なくとも、216km/hの高速でカーブ(60km/h規制)に侵入、追突し事故を起こした事が判明しました。



2020年1月27日

1審 神戸地裁

(求刑懲役10年)

最高20年なのに

懲役8年

■被告の医師は、2017年3月⇒違反や事故の累積で ⇒ 免許取消

2018年3月⇒免許取消中なのに ⇒ 車購入?

※その後、事故までの間、2件の無免許運転を認める。2件しか立件できず?!

2018年11月⇒死亡事故発生⇒216km/h走行なのに、危険運転を否認

※裁判長は「被告の運転行為は極めて非常識かつ危険」とし、「不安定な状態でカーナビの操作をしていたとは考えにくい。」として、被告の主張を退けました。

2020年11月30日

最高裁第2小法廷

上告を棄却

1,2審判決が確定

危険運転致死罪成立

☞被告は、1・2審の有罪判決を「事故を覚えておらず、危険運転罪は不成立」として上告しました…。危険運転致死罪は成立しましたが、危険運転致死の刑期が最高20年なのに2年以上かけて出た判決はたったの8年でした。

□この医師は、① 刑務所に収監 ② 民事訴訟により高額賠償

③ 医道審議会に付され、医師免許停止・はく奪かも?

◆今回の事故で、この医師の運転免許は取消となるのですが、①の間に免許の欠格期間が過ぎ、出所直後にすぐ再取得可能性が大で、遺族の気持ちを思うとやり切れないですね…。



『スピードは 視野も心も 狭くする』 令和3年 交通安全スローガン 警察庁長官賞